

政治活動と選挙運動

奥州市選挙管理委員会事務局

令和7年10月

目次

1. 政治活動と選挙運動の違い	2
1-1. 政治活動と選挙運動の違い	2
1-2. 違いを知ること	2
2. 政治活動について	3
2-1. 平常時の政治活動	3
2-2. 選挙時の政治活動	5
3. 選挙運動について	6
3-1. 選挙運動期間	6
3-2. 事前運動の禁止	6
3-3. 選挙運動が禁止されている人	7
3-4. 選挙運動の方法	8
3-5. 公営（国または地方公共団体が費用を負担）で行われる選挙運動	10
3-6. 誰でも自由に行うことができる選挙運動	10
3-7. 禁止されている選挙運動	11
4. インターネットを使った選挙運動について	12
4-1. インターネットを使った選挙運動とは	12
4-2. インターネット選挙運動の禁止行為	12

注）本資料は令和7年10月31日時点で施行されている、あるいは施行が予定されている公職選挙法等の法令に基づき作成しています。

また、本文中の「候補者等」は現職の政治家や、選挙に立候補を予定している個人のことを指します。

1. 政治活動と選挙運動の違い

1-1. 政治活動と選挙運動の違い

政治上の目的をもって行われる一切の活動を『政治活動』といいます。そのため、広い意味では『選挙運動』も政治活動の一部であると言えます。

公職選挙法では、政治活動と選挙運動の違いを明確に定義した規定はありませんが、これまでの判例などにより次のように定義できます。

■政治活動

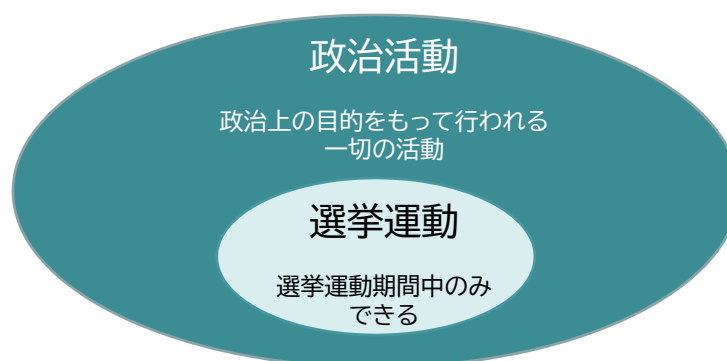
政治上の目的をもって行われる一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

■選挙運動

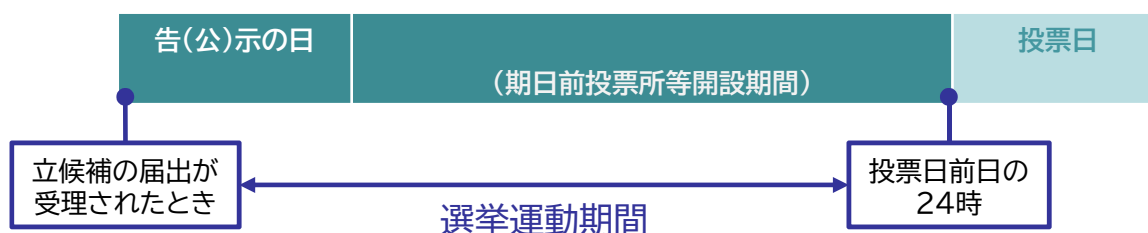
特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的に、投票を得るため働きかけること。

選挙運動期間中のみすることができる。

(参考)政治活動と選挙運動の概念図



なお、「選挙運動期間」は次の期間を指し、選挙によりその期間は異なります。選挙毎の期間は「3. 選挙運動について」を参照してください。



1-2. 違いを知ること

『政治活動』は、日本国憲法において国民の思想、信条、表現の自由が保障されているため、原則として自由に行うことができますが、公正な明るい選挙を実現するため『選挙運動』には様々な規制があります。

また、候補者等や後援団体等は、立候補を決意したときから選挙のための準備を始めることとなりますが、先に述べたように当選を目的とした働きかけは選挙運動期間中にのみ認められる『選挙運動』にあたるため、活動内容によっては違反に問われる可能性があります。

このため、規制の観点からすると、その活動が『選挙運動』にあたるのか、『政治活動』にあたるのかを知ることが非常に重要であり、候補者等や後援団体等はこれらの違いを理解して活動を行う必要がありますし、候補者等の支援者にも同じく理解していただくことが求められます。

2. 政治活動について

2-1. 平常時の政治活動

候補者等や後援団体等による政策の普及宣伝、党勢拡張の活動、後援会や演説会、議会活動報告会などを開催することは、選挙運動にわたらない限り、原則として自由に行うことができます。

ただし、選挙が行われていない平常時の政治活動についても、公職選挙法では次のような規制があります。

(1) 挨拶状の禁止

候補者等は、その選挙区内にある者に対して、年賀状などの挨拶状を出す（郵便以外の手段により配布することを含む）ことが禁止されています。

禁止されている挨拶状の一例	禁止されていないもの
・年賀状、寒中見舞い、暑中見舞い、クリスマスカードといった季節の挨拶状（年賀電報やレタックスなども含む） ・「喪中につき年賀の挨拶を失礼します」といった欠礼状	・答礼のための自筆によるもの ※署名のみ自筆、自筆のコピー、パソコン等で作成して印刷したもの、自署した挨拶状をファクス送信したもの等は禁止 ※答礼していない昨年の年賀状に対して、今年答礼するものは禁止 ・弔電、各種大会などに送る祝電 ・ホームページ、SNSなどへの挨拶状掲載 ・電子メールで送信する挨拶状 ※「4.インターネットを使った選挙運動について」（P12）を参照してください

(2) 挨拶を目的とする有料広告の禁止

候補者等及び後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、主として挨拶（年賀、寒中・暑中見舞及び慶弔、激励、感謝などの『挨拶』に限る）を目的とする有料広告を、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットに掲載、テレビやラジオを通じて放送することは、平常時・選挙時を問わず禁止されています。

また、候補者等及び後援団体に対し、挨拶を目的とする有料広告を求めることも禁止されています。

なお、候補者等が喪主となる親族の『死亡広告』については、葬儀日程を通知することに限るなど、主として挨拶を目的としない場合（会葬御礼等が含まれない場合）には禁止の対照とはならないと解されます。

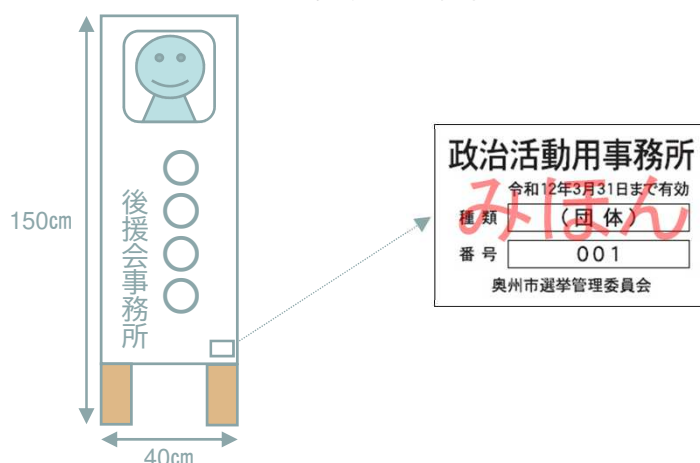
(3) 文書図画の規制

政治活動を目的にしたものであっても、ポスターや看板などの掲示については次のものを除き掲示することができません。

○立札及び看板の類

- ア 掲示場所** 候補者等又は後援団体の政治活動のために使用する事務所等
- イ 規格** 縦150cm×横40cm以内（足の部分を含みます）
※材質の規定はありませんが、立体感を持つものは使用できません。
- ウ 掲示枚数** 1つの事務所につき2枚まで。
ただし、選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限りです
- エ 証票の交付枚数**（市長選挙、市議会議員選挙の場合）
候補者等 6枚
後援団体 その候補者に関連する団体全てを通じて6枚

（参考）立札と証票の例



※選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに取付けて掲示することや、移動することはできません。選挙期間中には立札及び看板の類とは別に「選挙事務所を表示するための文書図画」を掲示できます。
※記載内容については、選挙運動にわたらないものに限り規制はありません。

○ポスターの掲示

ア 候補者等個人の政治活動用ポスター

ベニヤ板・プラスチック板その他これらに類するものに、裏打ちしていないもので、表面に掲示責任者及び印刷社の氏名（法人の場合は名称）、住所を記載したものは掲示することができます。

ただし、「○○後援会連絡所」のように候補者等又は後援団体の名称を表示したポスターで、その事務所や連絡所を表示し又は後援団体の構成員であることを表示するためのものは掲示することができません。

また、選挙ごとに一定期間（任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の6か月前の日から当該選挙の期日までの間）、当該選挙区内に掲示することが禁止されます。

イ 政党の政治活動用ポスター

選挙前の掲示制限は特にありませんが、政党の政治活動用ポスターであっても、特定の個人を目立たせるものである場合などには、候補者等の個人の政治活動用ポスターとみなされます。

ウ 政治活動のための演説会、研修会などの集会の開催中使用されるもの

政治活動のためにする演説会、講演会及び研修会等の会場で、開催中に掲示される立札・看板・ポスターの類は、選挙運動にわたらない限り、規格や枚数に制限はありません。

ただし、街頭演説の場合は候補者等の氏名または氏名が類推されるような事項が表示された、のぼり旗、ブラカード、タスキ、腕章、衣服類（ジャンパーやTシャツなど）を使用することはできません。

2-2. 選挙時の政治活動

選挙期日（投票日）の公示・告示日から選挙の当日まで、政党その他の政治活動を行う団体（後援団体を含む）が、選挙が行われる区域内で行う「特定の政治活動」が規制されます。

なお、個人の行う政治活動は、候補者等の政治活動用文書図画の掲示（「2-1(3)文書図画の規制」（P4）を参照）の制限の場合を除き、選挙時も原則として選挙運動にわたらない限り自由であって、制限はありません。

（１）すべての選挙で規制されない政治活動 （政党等の機関紙誌は除く）

新聞、雑誌、パンフレット、テレビ、ラジオ等での政治活動は制限されません。

※ただし、P3「2-1. 平常時の政治活動」で記述したとおり、挨拶を目的とする有料広告は禁止です。

（２）選挙毎に規制される政治活動

規制のある政治活動については次のとおりですが、候補者が行う『選挙運動』とは異なることに注意してください。

○衆議院議員、参議院議員、県知事、県議会議員、市長の各選挙で規制される政治活動

- ア 政談演説※1会の開催
- イ 街頭政談演説※1の開催
- ウ 政治活動用自動車（船舶）の利用
- エ 拡声機の使用
- オ ポスターの掲示
- カ （選挙運動期間前に掲示されたものを除く）立札・看板の類の掲示
- キ ビラの頒布
- ク 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布又は掲示
- ケ 連呼行為（候補者の氏名や政党名などを繰り返し言うこと）
- コ 公共の建物における文書図画の頒布
- サ 候補者等の氏名又は氏名を類推できる事項を記載した、文書図画の掲示又は頒布

※1 政談演説とは、政党その他政治活動団体が政策の普及宣伝を目的として行う演説を指します。

※2 アからコまでは、参議院議員、県知事、県議会議員、市長の各選挙で公職選挙法に定められた所定の要件を満たし、選挙が公示・告示されてから当該選挙を管理する選挙管理委員会に届出をして『確認書』の交付を受けた『確認団体』に限り行うことができます。

※3 サについては確認団体であっても行うことはできません。

※4 衆議院議員選挙には確認団体制度はなく、『候補者届出政党』による選挙運動を幅広く認める制度を導入しています。

○市議会議員選挙で規制される政治活動

- ア 連呼行為
- イ 公共の建物における文書図画の頒布
- ウ 候補者等の氏名又は氏名を類推できる事項を記載した、文書図画の掲示又は頒布

3. 選挙運動について

選挙運動は、立候補者にとって自分の氏名や政見などを有権者に伝えることができる大切な活動ですが、選挙の公正を確保し、お金のかからない選挙を実現するため、公職選挙法では選挙毎に期間や手段に制限が設けられています。以下にあらましを記載しますが、様々な規定やその例外が定められていますので、詳細は公職選挙法などの関係法令の条文等でご確認いただくか、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

3-1. 選挙運動期間

「1-1. 政治活動と選挙運動の違い」（P3）にも記述した通り、選挙運動期間は立候補の届出が受理されたときから投票日前日の24時までです。

立候補の届出日は選挙の告示・公示の日であり、公職選挙法では選挙の種類ごとに『少なくとも〇日前までに』選挙の執行を告示又は公示するものと定められていますので、この定めに基づき選挙運動ができる日数は原則として次のようになります。

選挙の種類と選挙運動期間	
衆議院議員選挙	12日
参議院議員選挙	17日
知事選挙	17日
県議会議員選挙	9日
市長・市議会議員選挙	7日

※告示・公示の日が前倒しになった場合は選挙運動期間が長くなることがあります。

3-2. 事前運動の禁止

公職選挙法では、立候補届出前に選挙運動をすることを『事前運動』として禁止しています。どのような活動が選挙運動に該当するかは、時期や方法などにより総合的に判断されますが、一般的には次の三要素がそろえば選挙運動に該当するとみなされますので、立候補を予定している人は公の場での発言等に気を付ける必要があります。

《選挙運動の三要素》

選挙運動とみなされる要素	発言の例
①選挙が特定されること	来年の市議会議員選挙に
②候補者が特定されること	立候補する〇〇です。
③投票を得る働きかけ全般	あなたの一票をお願いします。 ご支援をお願いします。

なお、立候補届出前であっても、立候補の準備行為、政治活動などは原則として選挙運動ではないため、禁止されていません。主に次のような活動が挙げられます。

- 立候補の準備行為 政党の公認を求める行為、候補者選考会・推薦会の開催、立候補の意思を決定する資料として有権者の意向を探る行為、立候補のために供託金を供託することなど。
- 選挙運動の準備行為 選挙運動費用の調達、選挙事務所借入れの内交渉、選挙運動員又は労務者となることの内交渉、ポスターの印刷など。
- 政治活動 「2. 政治活動について」(P3)を参照。
- 後援会活動 会員募集、発会式・総会を開催することなど。

3-3. 選挙運動が禁止されている人

選挙運動は、本来誰でも自由に行うことができるものですが、選挙の公正性を確保するため、次の人は公職選挙法で選挙運動を行うことが禁止されています。

(1) 区域に関係なく一切の選挙運動が禁止されている人

- 特定の公務員 選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は、その在職中、職務の区域と関係なく一切の選挙運動をすることができません。
- 18歳未満の人 ただし、選挙事務所における文書の発送、湯茶の接待等、単に選挙運動のための労務に従事することは認められています。
- 公民権停止者 選挙犯罪を犯した人のほか、罰金刑や禁固以上の刑に処せられている人などは、一定の期間、選挙権・被選挙権（公民権）が停止されますが、この期間は選挙運動もできません。

(2) 関係区域内で選挙運動が禁止される人

投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長（奥州市では選任しません）は、選挙事務の公正性を確保するため、在職中その関係区域内において選挙運動が禁止されています。

在職期間と関係区域については次のように考えられますが、判例では関係区域外における活動が関係区域に影響するような場合は禁止規定に抵触するとされています。

- 期日前投票の投票管理者、開票管理者、選挙長
在職期間…選挙管理委員会による選任の日からその職務が終わる日まで
関係区域…奥州市全域
- 投票日当日の投票管理者
在職期間…選挙管理委員会による選任の日からその職務が終わる日まで
関係区域…職務に従事する投票区内

(3) 地位利用による選挙運動が禁止されている人

国家公務員、地方公務員(属する地方公共団体の区域内のみ)、行政執行法人もしくは特定地方独立行政法人の役職員、学校教育法に規定する学校・幼保連携型認定こども園の長及び教員、不在者投票のできる施設に指定された病院・老人ホーム等の施設長は、その地位を利用した選挙運動が禁止されています。

3-4. 選挙運動の方法

立候補者が行う選挙運動は、葉書やポスターなどの『文書図画』によるものと、演説など『言論』によるものとがあります。その方法は次のとおりですが、選挙運動の方法についても一定の制限があり、選挙の種類により規格や数量などが異なります。

(1) 文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動としては、通常葉書（はがき）のように選挙人に頒布（配付）するもの、ポスターのように掲示するもの及びその他新聞広告等の三種類に大きく分けられます。

○頒布（配布）できる文書図画

ア 選挙運動用葉書

選挙の種類によって頒布できる枚数に制限がありますが、候補者が発送する葉書の郵送料は公費負担となります。（政党が頒布できる葉書は有料です）

指定された郵便局から葉書の交付を受けるか、手持ちの葉書に選挙運動用である旨の表示を受け、特定の郵便局の窓口差し出す必要があります。

イ 選挙運動用ビラ

新聞折り込み、選挙事務所内、演説会場内及び街頭演説の場所での頒布ができます。頒布できる種類や枚数は選挙によって制限があり、その選挙を管理する選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。

また、大きさの制限や、表面への記載必須事項などがありますが、作成にかかる費用の全部又は一部が公費負担となります。

奥州市の選挙における選挙運動用葉書及びビラの枚数	
市長選挙	葉書8,000枚
	ビラ（2種類以内）16,000枚
市議会議員選挙	葉書2,000枚
	ビラ（2種類以内）8,000枚

※ビラはいずれも長さ29.7cm、幅21cm以内

ウ 選挙運動用パンフレット・書籍（国政選挙のみ）

衆議院候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等が直接発行するパンフレット又は書籍で、国政に関する重要施策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したもののうち総務大臣に届けたもの(それぞれ1種類以内)を頒布できます。

○掲示できる文書図画

掲示できる文書図画は次のものがあり、選挙の種類ごとに、規格、数量、使用方法などの制限があります。

ア 選挙事務所を表示するためのポスター、立札、ちょうちん、看板の類

イ 選挙運動用自動車(船舶)に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん、看板の類

ウ 立候補者が使用する、たすき、腕章、胸章の類

エ 演説会場で演説会の開催中に使用するポスター、立札、ちょうちん、看板の類

オ 屋内の演説会場内における映写等の類

カ 選挙運動用ポスター（R8.1.1から選挙の種類にかかわらず長さ42cm、幅40cm以内に規格統一）

キ 個人演説会告知用ポスター（R8.1.1に廃止となり、選挙運動用ポスターと規格統一）

○その他新聞広告等

ア 新聞広告

選挙運動用広告を新聞に掲載できる回数及びその大きさは、選挙の種類ごとに定められています。また、新聞広告の掲載は立候補者だけではなく、衆議院議員選挙と参議院比例代表選挙では政党等にも認められています。

市長及び市議会議員選挙の場合は横9.6cm、縦2段組以内で2回に限り有料で掲載できます。

イ 選挙公報

その選挙を管理する選挙管理委員会が、立候補者の氏名、経歴、政見等、立候補者が作成した原稿を掲載した選挙公報を、選挙ごとに1回発行します。

選挙公報は投票日の2日前までに各戸へ配布します。

ウ インターネットを使った選挙運動

「4. インターネットを使った選挙運動について」(P12)を参照してください。

(2) 言論による選挙運動

言論による選挙運動としては、政見放送、経歴放送、個人演説会、街頭演説があります。また、一定の場所や時間的制限の下において連呼行為が認められています。

○政見放送・経歴放送（衆議院議員、参議院議員、県知事の各選挙のみ）

政見放送は、放送回数等は届出候補者や名簿登載者の数に応じて決められ、以下のものをそのまま放送します。

- ・テレビ局やラジオ局が録音又は録画した政見
- ・衆議院(小選挙区選出)議員候補者届出政党が録音又は録画した政見
- ・参議院(選挙区選出)議員候補者が自ら録音又は録画した政見

また、経歴放送は、立候補者から提供された経歴書に基づき、放送されます。

○個人演説会

個人演説会は、政見の発表・投票の依頼等のために立候補者が自ら開催するもので、立候補者以外の第三者が主催して選挙運動のための個人演説会等を開催することはできません。公営施設（学校・公民館・公会堂・選挙管理委員会が指定する施設）を利用する場合は、1回につき5時間以内に制限されますが、それ以外の施設（個人の住宅・地域の集会所など）では、時間制限はありません。

また、公営施設を利用する場合には、立候補者1人について同一施設ごとに1回に限り施設使用料を無料（公費負担）で開催できます。（2回目以降は立候補者の負担となります）

○街頭演説

街頭または広場等で、多くの人に向かってする選挙運動のための演説を街頭演説といいます。

また、選挙事務所等の建物内から街頭に向かってする演説も街頭演説に含まれます。

街頭演説をするには、演説者がその場所にとどまり、かつ選挙管理委員会から交付された標旗を掲げなければなりません。

ただし、国や地方公共団体が所有、管理している建物や施設、電車や駅の構内などにおいては、街頭演説を行うことが禁止されています。

なお、街頭演説をすることのできる時間は、午前8時から午後8時までに限られています。

○連呼行為

立候補者の氏名や政党名などを短時間に繰り返し言うことを連呼行為といいます。

連呼は、個人演説会場や街頭演説の場所で行う場合と、午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車又は船舶の上で行う場合に認められています。

ただし、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければならないほか、国や地方公共団体が所有、管理している建物や施設、電車や駅の構内などでの連呼行為は禁止されています。

3-5. 公営(国又は地方公共団体が費用を負担)で行われる選挙運動

選挙運動は、可能な限り自由に行われるのが望ましいですが、公平と平等の確保、お金のかからない選挙を実現するため、選挙運動を規制する一方で、国又は地方公共団体が立候補者の行う選挙運動の費用を負担しています。このような制度を選挙公営制度といいます。

公費で負担するものとしては、先にも挙げていますが、選挙公報の発行や、個人演説会を開催した公営施設の使用料、選挙運動用葉書の交付及び作成、ビラ・選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用自動車の使用、新聞広告、政見放送・経歴放送などがあります。

これらは選挙の種類によって公費負担の対象とその限度額が異なります。

○(参考) 市長及び市議会議員選挙における公営

ア 市が立候補者に代わって費用を負担するもの

選挙運動費用のうち、次のものは条例等により一定額を限度として、市が立候補者に代わって費用を業者等に支払います。

- ・選挙運動用自動車の使用に関する費用
- ・選挙運動用ポスターの作成費用
- ・選挙運動用ビラの作成費用
- ・選挙運動用葉書の購入または郵送費用
- ・個人演説会を開催した公営施設の使用料（同一施設ごとに1回に限り）

イ 市が設置・発行し、立候補者が文書図画を掲示・掲載できるもの

- ・ポスター掲示場
- ・選挙公報

3-6. 誰でも自由に行うことができる選挙運動

次の行為は、選挙運動期間中に「3-3. 選挙運動が禁止されている人」（P8）で挙げた人を除き、誰でも自由に行うことができます。

○幕間演説

映画や演劇などの幕間、各種団体の会合、会社や工場の休憩時間に、たまたまそこに集まっている人を対象に行う演説等を幕間演説といいます。国や地方公共団体が所有、管理している建物や施設、電車や駅の構内、病院などではできませんが、その他の規制は特にありません。

なお、あくまで「たまたま居合わせた人」に向けた演説なので、立候補者がその場所で演説することを予め周知していた場合は、個人演説会や街頭演説と認められます。

○個々面接

電車や商業施設、路上などで、たまたま会った人に対して投票の依頼をすることを指します。

○電話による投票依頼

電話による選挙運動は制限されていませんが、立候補者などから指示されて実施する場合などは、その費用は立候補者の選挙運動費用に参入しなければならないことに注意が必要です。

3-7. 禁止されている選挙運動

選挙の公正を確保するため、選挙運動のうち次のような行為は、立候補者や選挙運動員のみならず、一般の人でもすることができません。

○戸別訪問

投票依頼を目的に、家庭・職場を訪問すること。

○署名運動

選挙に関して、特定の人に投票するように、またはしないようにすることを目的として署名運動をすること。

○飲食物の提供

選挙運動に関して飲食物（※湯茶や通常用いられる程度の茶菓子、運動員・労務者への一定限度の弁当を除く。）を提供すること。候補者はもちろん誰もが飲食物（酒等）を陣中見舞などとして選挙事務所に差し入れること。

ただし、選挙運動員や労務者に対して弁当を提供することは、一定の制限の範囲内で認められます。

○氣勢を張る行為

選挙運動のため、自動車やバイクを連ねたり、隊列を組んで往来するなどの氣勢を張る行為をすること。

サイレンやラッパ、太鼓を鳴らしたり、花火や爆竹などを用いたりすることもあります。

○選挙期日後のあいさつ行為など

当選又は落選に関するあいさつをする目的で、戸別訪問をしたり手紙等（自筆の信書を除く）を差し出したり、当選祝賀等の集会を開催したりすること。

○人気投票の公表

選挙に関し、公職に就くべき人を予想する人気投票の経過又は結果を公表すること。

○買収や供応

特定候補者の当選を目的に、あるいは当選させないことを目的に、金銭や物品を贈ることや供応接待（酒や食事を出してもてなすこと）すること。

選挙犯罪のうちではもっとも悪質なものであり、これらの行為をした人のみならず、金銭等を受け取った人や要求した人も同様に処罰されるなど、法律で厳しい罰則が定められています。

また、候補者はもちろん、選挙運動の責任者等が処罰された場合は当選が無効になることもあります。

4. インターネットを使った選挙運動について

4-1. インターネットを使った選挙運動とは

有権者及び立候補者・政党等はウェブサイト等(ホームページ、ブログ、XやInstagram等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができます。

ただし、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は、立候補者・政党等に限って認められており、有権者は禁止されています。

具体的には次のとおりです。

	具体例	候補者 政党等	有権者
ウェブサイト等を用いた選挙運動 ※1	・ホームページ、ブログ等の公開・情報発信 ・SNS(Instagram、X(旧Twitter)等)への投稿、ダイレクトメッセージ機能を用いたメッセージ送信 ・チャットツール(LINEなど)を用いたメッセージ送信 ・政策動画の配信	○	○
電子メールを用いた選挙運動 ※2	・選挙運動用電子メールの送信 ・選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	×
有料インターネット広告	・選挙運動用の広告 ・挨拶を目的とする広告	×	×

※1 発信者(送信者)は、電子メールアドレスやSNSのユーザー名、返信用フォームのURL等、発信者への連絡先を表示しなければなりません。また、ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は選挙当日もそのままにしておくことができますが、更新はできません。

※2 発信者(送信者)は、発信者の氏名・名称、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

※3 政党等(確認団体を含む)に限り、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告が認められています。

4-2. インターネット選挙運動の禁止行為

次のことは法律により禁止されており、処罰の対象となります。

- ア 有権者が電子メールを使って選挙運動をすること
- イ 18歳未満の人が選挙運動を行うこと
- ウ ホームページや電子メール等を印刷して頒布すること
- エ 選挙運動期間外(選挙の告示・公示の日から投票日の前日以外)に選挙運動を行うこと
- オ 立候補者に関し虚偽の事項を公開すること
- カ 氏名等を偽って通信をすること
- キ 悪質な誹謗中傷行為をすること
- ク 候補者等のウェブサイトを改ざんすること
- ケ インターネットを利用した選挙運動を行った者に、その対価として報酬を支払うこと

立候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。